

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

関 川 村

1 促進計画の区域

別紙地図の区域のとおりとする。

2 促進計画の目標

関川村全域

(1) 現況

本村は、中山間地域で、比較的緩やかな棚田や少ない平地等において稲作経営が行われている。特別豪雪地域、特定農山村地域、山村振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に指定され、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、一級河川荒川は名水百選に選定され優れた水質や生息する生物を保全する必要があることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本村では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実 施 を 推 進 す る 事 業
①	関 川 村 全 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であつて、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

関川村全域（山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、豪雪地域対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基礎整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70 % 以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満の農用地で次の(a)～(c)の要件を全て満たすもの、又は(d)の要件を満たすもの。

ただし、以下の急傾斜農用地とは、同一の集落協定内において急傾斜農用地のみで形成される一団の農用地（農用地面積が1 h a 以上の団地又

は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものに限る。) とする。

- (a) 急傾斜農用地と物理的に連担、もしくは水路、農道等で接続していること
- (b) 急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等、急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地であること
- (c) 急傾斜農用地とともに農用地の保全に向けた共同取組活動が行われていること
- (d) 急傾斜農用地と同一の集落協定内において、0.5 ha 以上の団地が形成された農用地で、急傾斜農用地とともに保全に向けた共同取組活動が行われ、複数団地の合計面積が1 ha 以上であること。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者

認定農業者に準ずる者とは、地域計画に位置付けられている農業を担う者や地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

- 1) 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付金対象とする。
- 2) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を村長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金対象とすることができる。